

# 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業について

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児のきこえの確保と言語の発達を支援するため、補聴器購入費用に対する助成です。



dB	障害	聞こえの程度
0	聴者	
10		ささやき声
20		
30	軽度難聴	
40	↓	普通の会話
50	中度難聴	
60	↓	
70	高度難聴	大声
80		
90	↓	怒鳴り声
100	ろう	ガード下の鉄道走行音
110	↓	地下鉄走行音
120		
130	↓	飛行機のエンジン

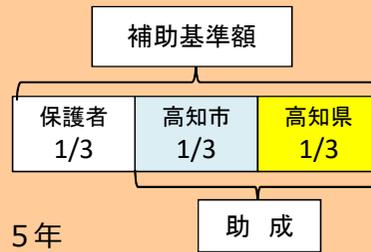
助成対象

身体障害者手帳の対象

- 対象者  
両耳の聴力レベル30dB以上の難聴児（18歳未満）  
※30dB未満でも対象となる場合があります  
※18歳の時点で、両耳の聴力レベルが交付対象であった18歳以上の難聴者のうち、医師が軟骨伝導式補聴器装用の必要をみとめるものは対象となります。

- 補助対象  
補聴器の購入費用（本体及び付属品）  
※事前に申請が必要です

- 補助率  
補助基準額の約 2 / 3（1,000円未満切捨）



- 耐用年数：5年
- 注意点
  - ・成長に伴うイヤモールド交換を含め、修理に対する補助はありません。
  - ・世帯内における市税最多課税者が市税又は県税を滞納している場合は申請できません。  
※確認のために書類の提出が必要です。
  - ・対象者が18歳以上の場合、本人又は配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上であるときは制度対象外です。

## ◆申請先・問い合わせ先

高知市役所障がい福祉課 Tel088-823-9053  
〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号



## ◆申請に必要なもの

- ①申請書 ②医師意見書（耳鼻科指定医によるもの）
  - ③県税及び市税納税証明書（詳細はお問い合わせください）
- ※必要書類は障がい福祉課、障害者福祉センター（旭町）、東部健康福祉センター（葛島）、南部健康福祉センター（百石町）、春野あじさい会館にあります。

主な補聴器機種	基準額に含むもの	基準額	自己負担額	公費負担額
軽度・中等度難聴用耳掛け型	①補聴器本体（電池含む） ②イヤモールド（不要の場合は9,500円除く）	52,900円	17,900円	35,000円
高度難聴用耳掛け型		55,900円	18,900円	37,000円
重度難聴用耳掛け型		80,700円	27,700円	53,000円
補聴システムを利用する場合、補聴器の基準額に右のものを追加できる	①受信機97,300円 ②ワイヤレスマイク135,400円 ③オーディオシュー5,250円 ※ワイヤレスマイクは1台のみ			

## ※参考 【身体障害者手帳（聴覚障害）の認定基準】

1級	2級	3級	4級	5級	6級
	・両耳聴力レベル100dB以上	・両耳聴力レベル90dB以上	・両耳聴力レベル80dB以上 ・両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下		・両耳聴力レベル70dB以上（40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） ・一側耳の聴力レベルが90dB以上かつ他耳が50dB以上